

「TOKOTON関税評価」 正誤表

ページ	場所	正	誤
193	解答 388	<p>解答 388 ×</p> <p>輸入貨物が用船契約に基づき船舶により運送された場合において、当該船舶が当該用船契約において約定された許容停泊期間を超えて停泊したことにより用船者が船主に対し支払う割増料金は運賃に含まれるものとして取り扱うこととされておりますが、輸入港における滞船料(発生の時点が輸入港到着後であるかないかを問わない。)は、この取扱いから除かれているため、課税価格には含まれない。</p> <p>根拠規定:定率法第4条第1項、定率通達4-8(3)ニ</p>	<p>解答 388 ○</p> <p>「輸入港に到着する」とは、単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、輸入貨物の船卸し等ができ状態になることとされており、当該輸入貨物が船卸しできる状態になるまでに要した費用は、課税価格に含まれる。</p> <p>根拠規定:定率法第4条第1項、定率通達4-8(2)</p>